

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第10回 2019年3月

中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準の公布

本アラートの分析対象法規：

- 「中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準に関する財政部・税務総局の公告」(財政部・税務総局公告2019年第34号)

財政部及び国家税務総局は2019年3月14日に共同して「中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準に関する財政部・税務総局の公告」(財政部・税務総局公告2019年第34号) (以下、「34号公告」) を公布した。同公告は2019年1月1日より施行される。

注目ポイント

「中華人民共和国個人所得税法实施条例」(国务院令第707号) 第四条の規定によると、中国国内に住所を有しない個人(以下、「無住所個人」)は、中国国内での累計居住日数が満183日の年度が6年連続していない場合、主管税務機関に届出て、国外の企業もしくは個人から支払われた国外源泉所得に係る個人所得税課税を免除される。中国国内での累計居住日数が満183日の任意年度において、1度に30日を超える出国があった場合、累計居住日数が満183日の年度の連続年数のカウントはリセットされる。

34号公告は、新政策における無住所個人の中国国内での居住期間の判定基準を明示し、かつ無住所個人が国外源泉所得に係る個人所得税の免税優遇を享受するための関連条件を明確にした。

中国国内の居住日数の計算方法

34号公告によると、無住所個人が中国国内に滞在する当日が、

- 満24時間の場合、中国国内の居住日数として計算される。
- 24時間に満たない場合、中国国内の居住日数として計算されない。

「六年ルール」

34号公告は無住所個人の六年間での国外源泉所得に係る個人所得税課税の免除政策（以下、「六年ルール」）に関して規定した。そのうち、無住所個人の一納税年度が六年ルールに合致するかどうかを判定する場合、当該個人が過去六年間において、

- 毎年の累計居住日数が満183日であり、かつ、
- 任意年度において1度に30日を超える出国がないこと、

を遡って判断しなければならない。

上記二つの条件を同時に満たし、かつ当該納税年度の累計居住日数も満183日である場合、当該個人は当年度に取得した国外源泉所得に対し、中国国内で納税しなければならない。

六年政策の適用年度は2019年1月1日よりカウントされる。

KPMGの所見

判定基準の緩和

34号公告は、出入国当日を国内居住日数に算入する過去の規定と比べた場合、特に香港・マカオと中国本土を頻繁に出入りする香港・マカオ居住者に対し、判定基準をより緩和した。

当該公告の施行は、無住所個人の国外源泉所得に係る個人所得税課税の免除政策をより緩和し、中国の国外人材を誘致する意向が反映されている。また、関連部門は今後、個人納税者の「住所」の判定について審査する見込みである。

新政施行後のリセット・ルール

六年政策の適用年度は2019年1月1日よりカウントされることから、無住所個人が2024年以前に取得した国外源泉所得について個人所得税の免税優遇を享受できるようになる。また、無住所個人が2019年からの六年間の任意年度において、累計居住日数が183日を超えない場合、もしくは1度に30日を超える出国があった場合、関連条件に合致する前提で以降年度に六年ルールの適用がリセットされ、国外源泉所得に係る個人所得税の免税優遇を享受できる。

届出要求

34号公告は無住所個人の国外源泉所得に係る免税優遇の届出に関する実務上の要求について規定していないが、今後、引き続いて公布される見込みである。

今回の新たな規定は過去の規定及び実務と異なるため、国外（香港・マカオ・台湾を含む）の個人及び当該個人を雇用する企業は、改めて税収状況を確認し、関連する納税実務を調整し、タックスプランニングを再検討する必要がある。また、

企業は潜在的な影響を評価し、従業員との円滑な意思疎通を図り、関連する内部統制管理及び雇用制度を確立する必要がある。



共に新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is rendered or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in China. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

お問合せ先

中国全土



盧奕(Lu, Lewis)

KPMG中国
税務サービス統括パートナー
T: +86 (21) 2212 3421
E: Lewis.lu@kpmg.com



Murray Sarelius

KPMG中国
個人サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

華北地域



彭曉峰(Pang, Vincent)

KPMG中国 華北地域
税務サービス統括パートナー
T: +86 (10) 8508 7516
E: vincent.pang@kpmg.com



張曉(Zhang, Sheila)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 7507
E: sheila.zhang@kpmg.com



周博(Zhou, Vivian B)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 3360
E: v.zhou@kpmg.com

華東・華西地域



周波(Zhou, Michelle B)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (21) 2212 3458
E: michelle.b.zhou@kpmg.com



肖鑫(Xiao, Robin)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3273
E: robin.xiao@kpmg.com



王婷(Joyce, Wang)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3387
E: joyce.t.wang@kpmg.com

華南地域



廖雅芸(Kelly, Liao)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (20) 3813 8668
E: kelly.liao@kpmg.com



羅健瑩(Grace Luo)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (20) 3813 8609
E: grace.luo@kpmg.com



盧山(Sophie, Lu)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (20) 3813 8236
E: ss.lu@kpmg.com



吳春芳(Fiona, Wu)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (20) 3813 8606
E: fiona.wu@kpmg.com

香港



Murray Sarelius

KPMG中国
個人サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com



霍寧思(Barbara, Forrest)

KPMG中国
税務パートナー
T: +852 2978 8941
E: barbara.forrest@kpmg.com



蕭維強(David, Siew)

KPMG中国
税務パートナー
T: +852 2143 8785
E: david.siew@kpmg.com



何沛霖(Gabriel, Ho)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +852 3927 5570
E: gabriel.ho@kpmg.com



賴綺琪(Kate, Lai)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +852 2978 8942
E: kate.lai@kpmg.com